

第4回 今治市緑の基本計画検討委員会 議事録 要旨

1. 日 時：平成20年10月8日（水） 午後1時30分～午後3時30分
2. 場 所：今治市役所第2別館11階 特別会議室3・4号
3. 出席者：

出席委員 11名（敬称は省略させていただきました。）

委員長	江崎 次夫	愛媛大学農学部 教授
委員	谷本 貴和子	国際ソロプチミスト今治 会長
"	近藤 佳代	愛媛県建築士会今治支部女性部会
"	小澤 潤	愛媛植物研究会
"	藤村 邦子	今治NPOサポートセンター
"	越智 和美	今治商工会議所女性会 副会長
"	村瀬 親由	花いっぱい大西 代表
"	守田 利彌	公募
"	矢野 有	愛媛東予地方局今治土木事務所建設企画課長
"	越智 正規	今治市市民環境部長
"	青野 信悟	今治市建設部長

欠席委員 4名（敬称は省略させていただきました。）

委員	二宮 幹雄	今治ライオンズクラブ 会長
"	長岡 敏雄	鹿ノ子池公園緑の相談所 所長
"	川本 登倭子	今治市連合婦人会 会長
"	菅 美紀	公募

事務局

井出都市整備部長
高橋都市政策課長
平井公園緑地課長
村上都市政策課課長補佐
八木都市政策課係長
菅 都市政策課係員
株式会社パスコ 後藤、田中

4. 検討事項：(1) 緑の将来像について
- (2) 目標数値の設定について
- (3) 都市公園等の整備方針について
- (4) 重点目標の達成に向けた施策について
- (5) 今後のスケジュールについて

5. 議 事

(1) 開会等

- 1) 開会
- 2) 開会挨拶
- 3) 委員長挨拶

委員長 : 本日は第4回目の会議です。これまでの3回の委員会で、計画策定に向けての基本的な方針、骨子が出来上がった段階です。本日は、骨子に肉付けをしていただきたいと考えています。それぞれのお立場から忌憚のないご意見を出していただき、活発にご討議していただきたいと思います。

(2) 討議

委員長 : 議事1について、前回の委員会でご指摘がありました基本方針の修正案と、緑の将来像について説明をお願いします。

(事務局より資料説明)

委員長 : 基本方針については、前回の委員会で委員の皆さんからいただいたご意見を取り入れて、修正案として提示しています。よろしいですか。

(全員了承)

(また、微修正が発生した場合の修正については委員長と事務局に一任された)

委員長 : ありがとうございます。緑の将来像についてご意見、ご質問等はありませんでしょうか。内容や文言の修正など、気になる点があれば遠慮無く発言してください。よろしいですか。

(全員了承)

委員長 : ありがとうございます。次に、議事2の目標数値の設定についてと、議事3の都市公園等の整備方針について説明をお願いします。

(事務局より資料説明)

委員長 : 目標数値については、横這いではなく、若干でも増加する数値を目標に設定しています。行政として市街地の緑を増やすため、最低限クリアすべき数字を示していると判断しています。ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

I委員 : 資料2の7ページ、目標数値設定の考え方の中で、旧建設省では「市街地における持続性のある緑地3割」を目標に掲げていますが、これに対して本計画では、「様々な態様の緑を含めて、市街地の3割以上の緑の確保を目指す」と表現されています。

この点について教えていただけますか。

事務局 : 旧建設省が掲げている永続性のある緑地というのは、担保性のある緑、どちらかと言えば公の緑を意味しています。今治市としても3割以上の確保を目指してこれまで取り組んできましたが、実際、公共の部分だけで確保するのは難しい。そのため、民地の緑も含めて3割以上の確保を目指す、という意味です。

したがって、「様々な態様の緑を含めて、市街地の3割以上の緑の確保を目指す」とは、永続性のない民地の緑も含めています。ただし、目標として設定する数値は、永続性のある緑を対象にしています。現在の8%から10%を目指したいと考えています。

I委員 : わかりました。

資料2の5ページ、図面の凡例ですが、注2に「施設緑地の都市公園のうち、未整備については、既に都市計画決定しているものを表示している。ただし、未整備区域の面積は、緑地の現況量に計上していない。」と書かれていますが、現在の市街地における実質的な緑地の現況量は209.1haとなっています。これと注2との関係について教えていただけますか。

事務局 : 現況面積は、整備して開設している公園等の面積を積み上げています。注2は、整備をしていない公園の計画区域も図示しています、という説明です。例えば、今治西部丘陵公園は計画区域を図示していますが、現在、未整備なので現況面積には計上していません。

I委員 : 現況量は209.1haで、目標量には今治西部丘陵公園など、今後整備する予定の緑地面積がおのずと加わってくると理解すればよろしいのですか。

事務局 : そうです。

I委員 : 今治西部丘陵公園の計画面積はいくらですか。今治西部丘陵公園を整備すれば緑地率は何%になりますか。

事務局 : 約1%増になります。

I委員 : 目標量の半分は今治西部丘陵公園の整備で確保できるということですね。今治西部丘陵公園を整備さえすれば、目標量の半分は担保されて、残りの1%の確保に向けて頑張るという理解でよろしいのですか。

事務局 : そうです。

I委員 : わかりました。

委員長 : 他にご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

I委員 : 目標 ~ の並べ方ですが、目標 は全市にまたがる目標ですし、基本方針でも“協働”を最初に掲げています。目標 を最初に掲げるのがよいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 : 新しい計画なので、合併後の全市的な視点で考えて、旧今治市の時の計画とは違う所を強調していただきたい、というご意見です。

事務局 : 緑の基本計画は制度上は都市計画区域が対象ですが、市域全体の計画としてPRしていきたいと考えています。順番については、ご意見のとおり検討します。

委員長 : 目標の並び方は検討していただいて、目標数値についてはよろしいですか。

(全員了承)

委員長 : ありがとうございます。次の都市公園等の整備方針についてご意見、ご質問等はありませんでしょうか。
よろしいですか。

(全員了承)

(また、気がついた点があれば連絡をいただき、取扱いについては委員長と事務局に一任された)

委員長 : 次に、議事4の重点目標の達成に向けた施策について説明をお願いします。

(事務局より資料説明)

委員長 : 重点目標の達成に向けた施策は、これまでの委員会で出たご意見を集約した形で提示しています。これに対して、具体的な提案あるいは施策自体の新たな提案等について、ご意見をいただければと思います。特に、市民参加の推進、緑化の推進で具体的な案を提示していただければありがたいと思います。

B委員 : 資料5の26ページの「緑の情報発信」について、緑とは、ふれあう事で感動を与えるものなので、市民が関心を持てるような情報を発信すればよいと思います。具体例として、「広報今治に緑の特集を定期的に掲載」と書いていますが、その際、月毎に見頃の花をお知らせするとか、素敵な景色を見ることが出来るハイキングコースの提案等があれば、市民が緑に関心を持ってくれると思いました。

委員長 : 計画の素案に組み込んでいただければと思います。

H委員 : 計画の内容は良いと思いますが、私は、色々なボランティアをやっています。ボランティアと思って活動する方は大抵、途中でいなくなります。補助金をもらうと、補助金がなくなった時点でやめます。そのような事を思うと、計画の中に整備、整備って書いていますが、逆に整備しない方がよいのではとも思います。出来たら自然に手を入れるのではなく、そのままにしておいてほしい。

委員長 : 緑に対する教育をしっかりすれば、ご指摘の件はおのずと解消できるように思います。そのような意味では、次世代を担っていく子ども達に対する環境教育が大事と、そのように思いました。

G委員 : 施策が全て実施出来れば言うことないと思います。自分が住む地域の身近な公園を自治会等に呼びかけて、今あるものを整備したらよいと思います。

委員長 : それが基本と思います。これからは、財政的に苦しくなりますので、お金をかけずに緑の量と質を確保していくのがベストです。

C委員 : 緑の将来像は素晴らしい内容で、この通り実現出来れば良いと思います。

緑の質の問題、今治市にどのような人達がいて、どのような緑の施策が行われているかが、ほとんど把握されていないと思います。例えば、環境教育をNPOで行

っています。愛媛大学では現在、環境ESD（環境と持続可能な開発プログラム）に取り組んでいます。そこで学習された方を招いて、市内で環境教育を行いました。この他にも市内で環境教育・環境学習が行われています。言いたい事は、この委員会にはNPOや色々な方がおられます。委員会が終わってもつながりが持てる関係を築いて、色々な情報を市に提供すれば、より多くの施策の実施が可能になると思います。

緑の質の問題に関しては、C団体でも分かっていません。現在、島の植生について調査していますが、そのような緑の評価ですね。難しいと思いますが、市に調査して下さいではありません。調査するNPOのバックアップをしていただきたいと思います。色々な情報を市と共有出来ればありがたい。

委員長：委員の皆さん方には、自分達が立案した施策が実行されるのを見守っていく、そのような義務が生じてくると思います。その際、市から定期的に皆さんに情報提供するなど、フォローアップの体制について検討していただければと思います。

N委員：小さい頃からの環境教育が大事だと思います。また、普段の生活に追われている中で、どうすれば市民一人ひとりが花や緑に関心を持って、主体的に協力してもらえかが大事だと思います。そのための具体的な取組ですが、一人が一つのものを育てるという活動、例えば、企業のオフィスにはテーブルがありますので、そこで花を育て、育苗後の花を地域緑化に利用する活動とか、街路樹の整備は経済的にも大変窮しているようですが、苗木を植えるのに参加者を募って一人一本植えるなど、そのようにしたら良いと思いました。

委員長：これからは、行政ではなく市民一人ひとりが緑づくりの主役ですね。そのためには、環境教育が大事になります。財政的に厳しい中、お金をかけないで、安心して過ごせる緑の空間をつかっていくために市民一人ひとりが何をすべきかが、緑の基本計画の中に埋まっていると思います。それを市民が掘り起こして、自分が何をすべきかを考えていただく手助けをするのは、委員の皆さんだと思いますので、この委員会が終わってもネットワークとフォローアップの体制を市でつくっていただければと思います。

E委員：E団体で「いまばり夢学校」を企画した時、環境教育型NPOの方に協力していただき、子ども達を対象に実地型の教室を持ちました。環境教育型NPOが市民の中に息づいていると感じました。そのようなNPOと連携して、緑の観点から、子どもの世界を広げるという意味でも環境教育を広げていけたら良いと思います。それが自分の生まれた地域、住んでいる地域を大切にすることにつながって、地域の活性化につながるのと思います。

委員長：環境教育は非常に大事です。緑は底辺が広く、子ども達が動植物を育てることによって、命の大切さを知らず知らずのうちに覚えます。

I委員：施策については、これ以上のものは無いと思います。いかに実行していくかが重要と感じています。

私は、40年前に今治を離れ、つい3年前に帰ってきたら、高校生の頃のマツ林は全くない、タケがいっぱい生えていてびっくりしました。史跡名勝のマツ林やサク

ラ林、これらが名勝のあるべき姿と思います。難しい事がありますが、緑が私達の生活の根底になっていることは間違いありません。一人でも多くの市民が関心を持って、それを後押しする計画にしていきたいと思います。

K委員：資料5の34ページ、「緑のボランティア団体の育成」の中で、愛ロード制度、愛リバー制度と書かれていますが、今治には非常に綺麗な多く海岸線がありますので、愛ビーチ制度についても記載していただきたい。

委員長：出来るだけ、良いものは全て汲み上げる方向で検討していただければと思います。委員の皆さんから非常に示唆に富んだご意見がたくさんありましたので、出来るだけ反映させた格好で、次回の第5回目の委員会に修正案を報告していただきたいとします。

(事務局より今後のスケジュールについて説明)

委員長：来年の1月29日に、この委員会として計画の素案、とりまとめを行いたいと思います。実質的な審議は、本日が最後です。スケジュールも含めて、意見を述べておきたい事があれば、遠慮なく発言していただきたいとします。

M委員：方針が「検討する」と「努める」になっています。「努める」というのは、努力して行うという事ですね。「推進を図る」等の表記があってもよいと思います。

事務局：「努める」は、推進するという意味で使用しています。「検討する」は、特に、既計画公園の未整備区域に対して「検討する」という表現を使っています。これは、計画の見直しも含めた形で進めます、という意味で「検討する」という表記としています。

M委員：「検討する」はよいのですが、「努める」は、内容によっては「推進を図る」といった表記のほうが、ニュアンス的に合うものがあるのではと思いました。

事務局：計画書の表記は検討します。

L委員：環境基本計画を並行して策定しています。特に、環境教育は、緑の基本計画を推進していくための基本的な力になる人づくり、システムづくりと認識しています。環境基本計画でも環境教育・環境学習は、大きな施策の柱の1つに考えています。地球の温暖化の問題に地方公共団体が果たす役割は大きいと思います。このような事も含めて、緑の基本計画とも連携しながら、環境教育・環境学習に取り組まなければならないと考えています。

委員長：この委員会も次回で終わりです。実質的な審議は本日が最後です。全体を通して、この意見だけは言っておきたい、計画に入れて欲しいという要望があれば、発言していただきたいとします。

次回の第5回目の委員会では、計画素案のとりまとめを行います。内容について、大幅な修正は無いと委員長として理解しています。

E委員：資料5の36ページの「指定管理者による公園の管理運営」について、現在、指定管理者制度を導入している公園は、よしうみバラ公園以外にどのような公園があるのでしょうか。また、「制度の推進に向けて検討する」と書かれていますが、いわゆ

る有料公園で指定管理者制度を進めていくのでしょうか。

事務局 : よしうみバラ公園横の物販施設(ローズ館)と桜井総合公園、菊間のかわら館のほか、運動公園の有料施設の管理を指定管理者に委任しています。

今後については、指定管理者に委任するのが良いと思う公園や施設については、検討していきたいと考えています。

委員長 : 他にご意見はございませんか。それではこれで終了します。

(3) 閉会

1) 事務局挨拶